

《 個人番号の利用目的について 》

妊婦の個人番号は、母子保健法施行規則にもとづき収集・管理を行い、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導に関する事務で使用します。

この個人番号は、当該事務において必要がなくなった場合や法令による一定の保存期間が経過した場合は速やかに破棄します。

妊婦本人の個人番号（必ず記入してください）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※個人番号確認（役場記入欄）

個人カード 個人番号通知カード  
その他（ ）なし

## 菊陽町妊娠届出書

菊陽町長 様

次のとおり届け出ます。なお、母子保健サービスに関して必要な住民基本台帳等の情報について、町長が調査、取得、利用することについて同意します。

届出日： 年 月 日

妊婦本人 について	フリガナ																		
	氏名																		
	電話番号	自宅	—	—															
		携帯	—	—															
	住所	〒 菊陽町																	
妊娠週数																			
今回の妊娠の診断を受けた医療機関名																			
性病検査	受けた・受けてない・不明								結核検査	受けた・受けてない・不明									

菊陽町妊婦健康診査受診券を受け取りました。

届出人署名

※届出人確認（役場記入欄）

妊婦本人 ・ 代理人（ ）

【1点で可】個人カード・免許証・パスポート

【2点以上】保険証・年金手帳・その他（ ）

※代理人が申請する場合は、妊婦本人が必ず以下を記入してください。（妊婦と同一世帯のご家族の場合は必要ありません）

## 委任状

年 月 日

委任者（妊婦本人）住所 菊陽町  
氏名

私は、妊娠の届出および母子健康手帳等の交付に関する一切の権限を、次の者に委任します。

受任者（代理人）住所  
氏名

### <妊婦本人が届け出る場合に必要書類>

- ①妊娠届出書（妊婦本人の個人番号の記入が必要）
- ②個人番号カード（または個人番号通知カード）
- ③妊婦の本人確認ができるもの・・・運転免許証など（個人番号カードをお持ちでない場合）
- ④印鑑、通帳（妊婦本人のもの）

### <代理人が届け出る場合>

- ①妊娠届出書（妊婦本人の個人番号の記入が必要）
  - ・代理人が申請する場合も、原則として届出書は本人が事前に記入してください。  
(町ホームページでダウンロードできます。)
  - ・妊娠届出書下部の「委任状」は同一世帯のご家族の場合は必要ありません。
- ②妊婦本人の個人番号カード（または個人番号通知カード）
  - ・カード（原本）を持参できない場合は、カードの両面をコピーしたものを持参してください。
- ③代理人の本人確認ができるもの（運転免許証など）

※①および②は原則として妊婦本人が事前に記入、用意してください。

※代理人が届け出する場合は、必要に応じて、個人番号が見えないよう、書類を封筒に入れて渡すなどしてください。

### 母子手帳交付は予約が必要です！

<発行日>※ 祝日を除く

毎週 火曜日・水曜日 9時から17時まで 菊陽町役場 健康・保険課

菊陽町役場 健康・保険課 TEL 232-4912